

南部中核拠点 水質調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年5月27日

奈良県知事 山下 真

### 第1 競争入札に付する委託業務の内容

1. 業務名 南部中核拠点 水質調査業務委託
2. 委託場所 五條市大野町
3. 委託期間 契約日から令和9年3月31日（水）まで

### 第2 入札方法

#### 1. 電子入札

入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」<https://www.pref.nara.lg.jp/n159/26215.html>から確認できます。）

2. 郵便入札の可否 否
3. その他詳細は、入札説明書によります。

### 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から8までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類「Q役務の提供」、中分類「4検査・分析・調査業務」、小分類「②その他の検査」に登録をしている者であること。
3. 国税及び地方税を滞納していない者であること。
4. 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第57号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
5. 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
6. 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
7. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
8. 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

#### 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の4で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を第6の1で示す場所に提出しなければなりません。

#### 第5 入札日程等

1. 入札説明会の日時及び場所 実施しません。
2. 入札等に関する質問（電子入札システムへの入力） 令和8年6月1日（月） 15時締切
3. 質問に関する回答（電子入札システムによる回答） 令和8年6月3日（水） 13時以降
4. 競争入札参加資格確認申請 令和8年6月8日（月） 17時締切
5. 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ） 令和8年6月24日（水） 10時締切
6. 開札（電子入札システムによる開札） 令和8年6月24日（水） 10時30分以降
7. その他詳細は入札説明書によります。

#### 第6 問合せ先

1. 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部知事公室防災統括室南部中核拠点整備係（奈良県庁東棟2階）  
電話番号（直通）：0742-27-8091
2. 電子入札システムの操作に関すること  
電子入札総合ヘルプデスク  
電話番号：0570-021-777（平日：9時から17時30分まで（正午から13時までを除く。））  
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

#### 第7 その他

##### 1. 入札保証金

入札者は、契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- (2) 過去5年間に国又は地方公共団体と450万円以上の本業務と同種の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者

##### 2. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」と

いう。)等を不正に使用して行った入札

- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) 入札書と内訳書に不整合がある入札

### 3. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

### 4. 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 5. その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の1に問合せください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。